

「上田市の自治の基本原則等を定める条例」骨子案対比表（中間報告に対する変更点）

最 終 報 告	中 間 報 告
<p>前文</p> <p>私たちのまち上田市は、北に菅平高原、南は美ヶ原高原に代表される美しい山々に抱かれ、数多の源流を集めて悠悠と流れる千曲川の清流の恵みを受け、いわれ深き出湯に癒される自然豊かなまちです。</p> <p>古くから信濃国の政治、文化の中心の地とされたことを伝える信濃国分寺跡や、国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、多くの歴史的建造物や遺跡が残されています。</p> <p>戦国の世、上田城を築きこの地を治め、武勇にも優れた智将として、全国に名を馳せた真田一族発祥の地であるこの地域は、城下町の形成とともに栄えてきました。</p> <p>明治期以降、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた「蚕都」としての隆盛を極め、産業の発展とともにまちづくりを進めてきました。</p> <p>大正期には、民衆による独創的な文化、政治運動が生まれ、児童自由画教育や農民美術、自由大学など自己教育運動が全国に先駆けこの地から派生し、学びへの高い意識を受け継いできました。</p> <p>これら、先人によって築かれた歴史や、誇り高い伝統と文化が息づくまちです。</p> <p>近年、少子化に伴う人口の減少や高齢化とともに、地方分権の進展により、社会が大きく変化する中、私たちを取り巻く環境、産業、福祉、教育などの様々な分野において、解決すべき社会的課題が顕在化しています。</p> <p>上田市は、平成18年3月6日、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、合併を果たし新たに誕生しました。</p> <p>私たちは、未来を担う子どもたちに誇りと夢を与えるために、私たち一人ひとりが郷土への愛着を持ち、今日まで大切に守り育ててきた豊かな自然や、先人の築いた歴史と文化を次世代に引継ぎながら、将来を見据え、社会環境の変化に強い、活力ある自立した地域社会の形成を実現していかなければなりません。</p> <p>そのためには、まちづくりの担い手である私たち市民、<u>地域コミュニティ</u>、市議会及び市は、それぞれが役割を分担し、それぞれの責任のもと、世代を超えて知恵を出し合い協力していく必要があります。</p>	<p>前文</p> <p>私たちのまち上田市は、北に菅平高原、南は美ヶ原高原に代表される美しい山々に抱かれ、数多の源流を集めて悠悠と流れる千曲川の清流の恵を受け、いわれ深き出湯に癒される自然豊かなまちです。</p> <p>古くから信濃国の政治、文化の中心の地とされたことを伝える信濃国分寺跡や、現存する最古の建立といわれる国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、多くの歴史的建造物や遺跡が残されています。</p> <p>戦国の世、上田城を築きこの地を治め、武勇にも優れた智将として、全国に名を馳せた真田一族発祥の地であり、城下町の形成とともに栄えてきました。</p> <p>明治期以降、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた「蚕都」としての隆盛を極め、産業の発展とともにまちづくりを進めてきました。</p> <p>大正期には、民衆による独創的な文化、政治運動が生まれ、児童自由画教育や農民美術、自由大学など自己教育運動が全国に先駆けこの地から派生し、学びへの高い意識を受け継いできました。</p> <p>これら、先人によって築かれた歴史や、誇り高い伝統と文化が息づくまちです。</p> <p>近年、少子化に伴う人口の減少や高齢化とともに、地方分権の進展により、社会が大きく変化する中、私たちを取り巻く環境、産業、福祉、教育などの様々な分野において、解決すべき社会的課題が顕在化しています。</p> <p>上田市は、平成18年3月6日、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、合併を果たし新たに誕生しました。</p> <p>私たちは、未来を担う子どもたちに誇りと夢を与えるために、私たち一人ひとりが郷土への愛着を持ち、今日まで大切に守り育ててきた豊かな自然や、先人の築いた歴史と文化を次世代に引継ぎながら、将来を見据え、社会環境の変化に強い、活力ある自立した地域社会の形成を実現していかなければなりません。</p> <p>そのためには、まちづくりの担い手である私たち市民、市議会及び市は、それぞれが役割を分担し、それぞれの責任のもと、世代を超えて知恵を出し合い協力していく必要があります。</p>

<p>まちづくりは、私たち市民がまちづくりの主権者であることを認識し、一人ひとりを尊重しながら認め合い、私たちの意見が生かされる、参加と協働により進めることを基本理念として、行われなければなりません。</p> <p>私たちは、上田市民であることに誇りを持ち、持続可能で豊かな上田市の発展を願ひ、ここに、本市の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>まちづくりは、<small>わたし</small> <small>し</small> <small>みん</small>がまちづくりの<small>しゆけんしや</small>であることを<small>にんしき</small> <small>ひとり</small>ひとりを尊重しながら認め合い、<small>わた</small> <small>し</small> <small>い</small> <small>けん</small> <small>い</small>私たちの意見が生かされる、<small>さんか</small> <small>きやうどう</small>参加と協働により進めることを基本理念として、行われなければなりません。</p> <p>私たちは、<small>わたし</small> <small>う</small> <small>だ</small> <small>し</small> <small>みん</small>であることに誇りを持ち、<small>じぞくかのう</small> <small>ゆたか</small> <small>う</small> <small>だ</small> <small>し</small> <small>ほ</small> <small>っ</small> <small>て</small> <small>ん</small> <small>ね</small> <small>が</small>持続可能で豊かな上田市の発展を願ひ、ここに、<small>ほんし</small> <small>さいこうきはん</small>本市の最高規範として、この条例を制定します。</p>
<p>第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この条例は、上田市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本的な事項を定め、自治を推進することにより、もって社会環境の変化に強い、活力ある、自立した地域社会の形成を実現することを目的とします。</p> <p>2 まちづくりの基本理念</p> <p><u>本市におけるまちづくりは、市民が主権者であることを認識し、一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、それぞれの意見が生かされる、参加と協働により進めることを基本理念とします。</u></p> <p>3 まちづくりの基本原則</p> <p>本市は、基本理念を実現するため、次の基本原則に則りまちづくりを行うものとします。</p> <p>(1) 人権尊重の原則</p> <p>ともに個人として認め合い、互いに人権を尊重すること</p> <p>(2) 参加の原則</p> <p>市民の参加のもとで市政が行われること</p> <p>(3) 協働の原則</p> <p>それぞれの責任と役割分担に基づき、協働すること</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <p>この条例は、上田市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本的な事項を定め、自治を推進することにより、もって社会環境の変化に強い、活力ある自立した地域社会の形成を実現することを目的とします。</p> <p>2 まちづくりの基本原則</p> <p>本市は、基本理念を実現するため、次の基本原則に則りまちづくりを行うものとします。</p> <p>(1) 人権尊重の原則</p> <p>ともに個人として認め合い、互いに人権を尊重すること</p> <p>(2) 参加の原則</p> <p>市民の参加のもとで市政が行われること</p> <p>(3) 協働の原則</p> <p>それぞれの責任と役割分担に基づき、協働すること</p>

(4) 情報共有の原則

市議会及び市が保有する市政に関する情報を共有すること

4 用語の定義

用語の定義は次のとおりとします。

(1) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤又は通学する者

ウ 市内で事業を営む者(以下「事業者」といいます。)又はその他の活動を行う者

(2) 住民

市内に住所を有する者をいう。

(3) まちづくり

市民、地域コミュニティ、市議会及び市が協働し、市民の福祉の向上を図るために取り組む各種の活動及び地域社会の形成をいう。

(4) 地域コミュニティ

一定の地域における地縁的な相互扶助の精神に基づき自主的に形成された自治会組織と多様な分野で社会貢献等を行う公益性の高い市民活動団体(以下「市民公益活動団体」といいます。)の双方を包含する総体をいう。

(5) 市

市長及びその他の執行機関を含めた行政主体である上田市をいう。市の行政事務を管理執行する機関として、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに上水道及び下水道事業管理者の権限を行う者をいう。

(4) 情報共有の原則

市が保有する市政に関する情報を共有すること

3 用語の定義

用語の定義は次のとおりとします。

(1) 市民

市内に居住し、通勤し又は通学する個人、並びに市内で事業活動を営み又はその他の活動を行う者をいう。

(2) 住民

市内に住所を有する者をいう。

(3) 市

市長及びその他の執行機関を含めた行政主体である上田市をいう。市の行政事務を管理執行する機関として、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

<p>(6) 協働 地域の課題や社会問題の解決を図るため、自立したまちづくりの主体としての市民、地域コミュニティ、市議会及び市が互いに特性を生かしながら、相互に連携協力して取り組むことをいう。</p> <p>(7) 参画 まちづくりの様々な方針や計画の策定に関し、企画の立案から実施、評価に至るまでの過程に主体的に関わる参加をいう。</p> <p>(8) 地域内分権 <u>地域の個性や特性が生かされ地域力が発揮されるまちづくりを目指し、地域自治センターが置かれるそれぞれの地域を単位とし、市民が自らの行動と選択に責任を持ち、地域の諸課題の解決に向けて主体的にまちづくりに取り組むための仕組み又はその取り組みをいう。</u></p>	<p>(4) 協働 地域の課題や社会問題の解決を図るため、自立したまちづくりの主体としての市民、地域コミュニティ、並びに市議会及び市が互いに特性を生かしながら、相互に連携協力して取り組むことをいう。</p> <p>(5) 参画 まちづくりの様々な方針や計画の策定に関し、企画の立案から実施、評価に至るまでの過程に主体的に関わる参加をいう。</p>
<p>第2章 条例の位置づけ・見直し</p> <p>1 条例の位置づけ</p> <p>(1) この条例は、上田市の自治の基本事項を定める最高規範であり、市民、市議会</p>	<p>第2章 条例の位置づけ・見直し</p> <p>1 条例の位置づけ</p> <p>《最高規範》</p> <p>(1) この条例は、上田市の自治の基本事項を定める最高規範であり、市民、市議会</p>

<p>及び市は、この条例を<u>遵守</u>します。</p> <p>(2) 市議会及び市は、政策の立案、実行及び他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例との整合を図ります。</p> <p>(3) 市民、市議会及び市は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市のまちづくりを<u>担い</u>ます。</p> <p>2 条例の見直し</p> <p>(1) 市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、社会情勢を勘案した上で、この条例の見直しを行います。</p> <p>(2) 市長は、この条例の見直しを行うときは、市民の意見を聴取するための必要な措置を講じます。</p>	<p>及び市は、この条例を<u>遵守</u>しなければなりません。</p> <p>(2) 市議会及び市は、政策の立案、実行及び他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例との整合を図らなければなりません。</p> <p>(3) 市民、市議会及び市は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市のまちづくりを<u>担って</u>いきます。</p> <p>2 条例の見直し</p> <p>《 条例の見直し 》</p> <p>(1) 市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、社会情勢を勘案した上で、この条例の見直しを行います。</p> <p>(2) 市長は、この条例の見直しを行うときは、市民の意見を聴取するための必要な措置を講じます。</p>
<p>第3章 市民</p> <p>1 市民の権利</p> <p>(1) 市民は、安全で安心して生活する権利を有するとともに、市の行政サービスを平等に受ける権利を<u>有</u>します。</p> <p>(2) 市民は、まちづくりに自由に<u>参加</u>できるとともに、市政に<u>参画する</u>権利を有します。</p> <p>(3) 市民は、市議会及び市が保有する必要な市政の情報に関して知る権利を有します。</p> <p>2 市民の責務</p> <p>(1) 市民は、市民憲章を<u>尊重</u>するとともに、自然への配慮と環境の保全に努め、<u>平和</u>で豊かな上田市を次世代に引き継ぐよう努めます。</p> <p>(2) 市民は、まちづくりの<u>主権者</u>として、個々の能力を生かし、互いを認め合い尊</p>	<p>第3章 市民</p> <p>1 市民の権利</p> <p>(1) 市民は、安全で安心して生活する権利を有するとともに、市の行政サービスを平等に受ける権利が<u>あり</u>ます。</p> <p>(2) 市民は、まちづくりに自由に<u>参画</u>できるとともに、市政に<u>意見が言える（提案できる）</u>権利を有します。</p> <p>(3) 市民は、市議会及び市が保有する必要な市政の情報に関して知る権利を有します。</p> <p>2 市民の責務</p> <p>(1) 市民は、市民憲章を<u>尊重</u>し、自然への配慮と環境の保全に努めるとともに、豊かな上田市を次世代に<u>胸を張って</u>引き継げるよう努めます。</p> <p>(2) 市民は、まちづくりの<u>主体である</u>ことを自覚するとともに、個々の能力を生か</p>

<p>重しながら、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。</p> <p>(3) 市民は、<u>まちづくり</u>の諸活動を行うにあたっては、自らの発言と行動に責任を持ち、<u>互いに説明責任を果たすよう努めます</u>。</p> <p>(4) 市民は、市政に関心を持つとともに、積極的に市政情報の取得に努めます。</p> <p>(5) 市民は、市政の運営に要する費用や行政サービスの受益に対する応分の負担をします。</p>	<p>して、お互いを認め合い尊重しながら他人任せにせず、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。</p> <p>(3) 市民は、諸活動を行うにあたっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p> <p>(4) 市民は、市政に関心を持つとともに、積極的に市政情報の取得に努めます。</p> <p>(5) 市民は、市政の運営に要する費用や行政サービスの受益に対する応分の負担をします。</p>
	<p><u>第4章 情報共有</u></p> <p>1 <u>情報共有の原則</u></p> <p>(1) 市議会及び市は、市政に関する情報をわかりやすく、公正に提供することにより、<u>市民に対して情報の共有に努めます</u>。</p> <p>(2) 市は、情報の提供に<u>当たっては</u>、市民のまちづくりへの関心が高められるよう努めます。</p> <p>(3) 市は、市民から得た情報を適正に管理し、まちづくりに活用するよう努めます。</p> <p>2 <u>情報公開</u></p> <p>(1) 市議会及び市は、市政に関する情報について、市民の求めに応じて原則として公開します。</p> <p>3 <u>会議公開の原則</u></p> <p>(1) 市は、市政の透明性、公正性を向上させるため、会議は原則として公開とします。</p> <p>4 <u>個人情報の保護</u></p> <p>(1) 市議会及び市は、市民の安全・安心な生活を守るため、情報の収集や利用、管理に関し、個人情報を適正に取り扱います。</p> <p>(2) 市民は、市に対して自己の情報の開示と修正を求めることができます。</p> <p>5 <u>説明責任</u></p> <p>(1) 市は、<u>計画の策定・事業の実施・事業の評価のそれぞれの過程において</u>、自ら</p>

	<p>積極的に分かりやすく説明する責務があります。</p> <p><u>(2) 市民は、自らが行うまちづくり活動について、情報の管理に責任を持ち、互いに説明責任を果たすよう努めます。</u></p> <p>6 行政情報を知る権利</p> <p>《 情報への権利 》</p> <p>(1) 市民は、主体的にまちづくりを行うため、行政情報その他のまちづくりに関する情報を、取得する権利を有しています。</p>
<p>第4章 地域コミュニティ</p> <p><u>(1) 地域コミュニティは、まちづくりの担い手として、市民が安全で安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主、自立してまちづくりに取り組む主体としての役割を有します。</u></p> <p><u>(2) 市民は、地域コミュニティである自治会組織及び市民公益活動団体の役割を理解し、その活動を尊重するとともに、連携、協力するよう努めます。</u></p>	
<p>第5章 参加と協働</p> <p><u>1 住民投票</u></p> <p>(1) 市長は、協働によるまちづくりを進めるため、住民の福祉に重大な影響がある市政運営に係る重要事項(以下、「市政運営に係る重要事項」といいます。)について、市内に住所を有する年齢満18歳以上の者の意思をよりの確に反映できるよう、自ら住民投票を実施することができます。</p> <p><u>ただし、住民投票における投票権については、日本国憲法の改正手続に関する法律第3条及び附則第3条に定める投票権(以下「国民投票法に定める投票権」といいます。)の規定を準用するものとします。</u></p> <p>(2) 市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果を尊重します。</p> <p>(3) 市内に住所を有し、<u>かつ国民投票法に定める投票権を有する者</u>は、市政運営に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に</p>	<p>第5章 住民参加・協働</p>

対して住民投票の実施を請求することができます。

(4) 市長は、前述(3)の請求があった場合は、直ちに請求の要旨を公開するとともに、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。

(5) 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票の議案を市議会に提出することができます。

(6) 市長は、前述(4)及び(5)の場合において、市議会が可決した場合は、速やかに住民投票を実施しなければなりません。

(7) 市長は、前述(4)の場合にかかわらず、市内に住所を有し、かつ国民投票法に定める投票権を有する者の総数の6分の1以上の者の連署をもって請求がなされた場合は、速やかに住民投票を実施しなければなりません。

(8) その他住民投票に関する必要な事項については、別に定める条例に規定するものとします。

2 市民意見提出手続(パブリックコメント)

(1) 市は、市の総合計画をはじめとする基本的な計画や基本的な条例の制定など、市民生活に重要な事案等の策定にあたっては、その事案等の検討過程における案をあらかじめ市民に公開し、広く市民が意見を提出するための統一した手続きを制度化します。

(2) 市は、市民意見提出手続により提出された市民意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、意見の採否、市長等の考え方を取りまとめ、市民に分かりやすく適切な方法により公開します。

1 市民意見聴取手続(パブリックコメント)

(1) 市は、市の総合計画をはじめとする基本的な計画や基本的な条例の制定など、市民生活に重要な事案等の策定にあたっては、その事案等の検討過程における案をあらかじめ市民に公開し、広く市民の意見を聴取する手続き(市民意見聴取手続制度の新設)を行ないます。

(2) 市は、市民意見聴取手続により提出された市民意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、意見の採否、市長等の考え方を取りまとめ、市民に分かりやすく適切な方法により公開します。

2 応答責任

(1) 市は、提出された市民意見、提案、要望、苦情等について、適切に応答し、市政に反映するよう努めます。

3 住民投票

《 住民投票 》

(1) 市長は、協働によるまちづくりを進めるため、住民の福祉に重大な影響がある市政運営に係る重要事項(以下、「市政運営に係る重要事項」といいます。)について、市内に住所を有する年齢満18歳以上の者の意思をよりの確に反映できるよう、自ら住民投票を実施することができます。

(2) 市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果を尊重します。

《 住民投票制度の基本要件 》

(3) 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

(4) 市長は、前述(3)の請求があった場合は、直ちに請求の要旨を公開するとともに、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。

(5) 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票の議案を市議会に提出することができます。

(6) 市長は、前述(4)及び(5)の場合において、市議会が可決した場合は、速やかに住民投票を実施しなければなりません。

(7) 市長は、前述(3)による請求が請求権者の総数の6分の1以上の者の連署をもって請求がなされた場合は、前述(4)の場合にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。

(8) その他住民投票に関する必要な事項については、別に定める条例に規定するものとします。

3 地域コミュニティへの参加等

- (1) 市民は、地域コミュニティの維持及び発展を図るため、自治会組織に積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。
- (2) 市民及び自治会組織は、必要に応じて市民公益活動団体と連携し、多様で柔軟な地域コミュニティの創造と発展に努めます。
- (3) 事業者は、地域コミュニティの一員であることを認識し、地域活動等への積極的な参加を通して、地域コミュニティとの連携を図るよう努めます。
- (4) 市は、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重し、個々の活動に対し、必要に応じて適正に支援します。
- (5) 市は、自治会組織と市民公益活動団体とが地域課題に取り組み、自発的に連携、協力した、これからの地域内分権に対応した新たな地域協働体を設立したとき又はこれら協働体の活動に対し、必要に応じて支援します。

4 地域コミュニティ

- (1) 地域コミュニティは、市民が安全で安心して心豊かに暮ることができる地域社会を実現するため、まちづくりの担い手として、自主的及び自立的にまちづくりに取組むよう努めます。
- (2) 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、自らの意思によって、積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めます。
- (3) 市は、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重し、個々の活動に対し、必要に応じて適正に支援します。
- (4) 市は、地域コミュニティの自主性、自立性を基本とし、地縁による団体と市民公益活動団体等との新たな連携、協力による自発的な協働体の設立及び活動に対し、必要に応じて支援することができます。

第6章 情報共有

1 情報の提供

- (1) 市議会及び市は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。
- (2) 市は、情報の提供を行うにあたり、市民のまちづくりへの関心が高められるよう努めます。
- (3) 市は、市民から得た情報を適正に管理し、まちづくりに活用するよう努めます。

<p>2 情報の公開</p> <p>(1) 市議会及び市は、市政に関する情報について、市民の求めに応じて原則として公開します。</p> <p>3 会議の公開</p> <p>(1) 市は、市政の透明性、公正性を向上させるため、会議は原則として公開とします。</p> <p>4 個人情報の保護</p> <p>(1) 市議会及び市は、市民の安全で安心な生活を守るため、情報の収集や利用、管理に関し、個人情報を適正に取り扱います。</p>	
<p>第7章 議会・議員</p> <p>1 議会の役割と責務</p> <p>(1) 議会は、住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する上田市の議決機関として、法令に定めるところにより、本市の意思を決定します。</p> <p>(2) 議会は、執行機関による適正な市政運営を確保するため監視、牽制します。さらに政策立案機能及び立法機能を果たすよう努めます。</p> <p>(3) 議会は、会議を公開し、議会の持つ情報等を積極的に提供しながら、意思決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>(4) 議会は、その権限と責務に関する事項について、市民に対して、<u>明確にするよう努めます。</u></p>	<p>第6章 議会・議員</p> <p>1 議会の役割と責務</p> <p>《 議会の基本的権限 》</p> <p>(1) 議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する上田市の議決機関として、法令に定めるところにより、本市の意思を決定します。</p> <p>《 議会の責務 》</p> <p>(2) 議会は、執行機関による適正な市政運営を確保するため監視、牽制します。さらに政策立案機能及び立法機能を果たすよう努めます。</p> <p>(3) 議会は、会議を公開し、議会の持つ情報等を積極的に提供しながら、意思決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>(4) 議会は、その権限と責務に関する事項について、市民に対して、<u>自ら条例により明確にします。</u></p>

<p>2 議員の責務</p> <p>(1) 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表としての自覚を持ち、広く市民の信託に応え、公正で誠実に職務を遂行します。</p> <p>(2) 議員は、さまざまな課題や市民意見を的確に把握し、議会の権限を適切に行使するとともに、議会の機能を発揮させるよう努めます。</p> <p>(3) 議員は、常に自己の見識を高め、政策立案に関する能力の向上と政策提案に努めます。</p>	<p>2 議員の責務</p> <p>《 議員の責務 》</p> <p>(1) 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表としての自覚を持ち、広く市民の信託に応え、公正で誠実に職務を遂行します。</p> <p>(2) 議員は、さまざまな課題や市民意見を的確に把握し、議会の権限を適切に行使するとともに、議会の機能を発揮させるよう努めます。</p> <p>(3) 議員は、常に自己の見識を高め、政策立案に関する能力の向上と政策提案に努めます。</p>
<p>第8章 市</p> <p>1 執行機関</p> <p>(1) 市は、持続可能な上田市のまちづくりを実現するため、市民の要望を的確に把握し、政策などへ迅速に反映していくことを基本として、<u>市政</u>運営を行います。</p> <p>(2) 市は、まちづくりの基盤となる財源の確保に努めるとともに、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行します。</p> <p>(3) 市は、執行機関相互の連携を図り、最小経費で市民の需要に応じた質の高い行政サービスの提供に努めます。</p> <p>2 市長の役割と責務</p> <p>(1) 市長は、<u>市政</u>運営の最高責任者として、上田市を代表します。</p> <p>(2) 市長は、上田市の事務の全般にわたって、総合的に統一を図るとともに、一体とした市の機能を最大限発揮するよう事務の管理、執行を行います。</p> <p>(3) 市長は、リーダーシップを発揮し、その補助機関としての職員の指揮監督を適切に行います。</p>	<p>第7章 執行機関</p> <p>1 執行機関</p> <p>《 市の基本的な役割 》</p> <p>(1) 市は、持続可能な上田市のまちづくりを実現するため、市民の要望を的確に把握し、政策などへ迅速に反映していくことを基本として、<u>行政</u>運営を行います。</p> <p>(2) 市は、まちづくりの基盤となる財源の確保に努めるとともに、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行します。</p> <p>(3) 市は、執行機関相互の連携を図り、最小経費で市民の需要に応じた質の高い行政サービスの提供に努めます。</p> <p>2 市長の役割と責務</p> <p>《 市長の役割と責務 》</p> <p>(1) 市長は、<u>行政</u>経営の最高責任者として、上田市を代表します。</p> <p>(2) 市長は、上田市の事務の全般にわたって、総合的に統一を図るとともに、一体とした行政機能を最大限発揮するよう事務の管理、執行を行います。</p> <p>(3) 市長は、リーダーシップを発揮し、その補助機関としての職員の指揮監督を適切に行います。</p>

(4) 市長は、職員の育成を図り、その能力と適性に応じた配置によって、効率的かつ効果的な市の組織運営に努めます。

3 職員の責務

(1) 職員は、市民の一員であることを自覚するとともに、市民が主権者であることの認識をもって行動するよう努めます。

(2) 職員は、地域を愛する気持ちとまちづくりを積極的に推進する気構えを持って、公務を遂行します。

(3) 職員は、上田市の全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守します。

(4) 職員は、誠実な態度と公正な判断を保持し、市民の視点に立って職務を遂行することによって、市民との信頼関係を構築します。

(5) 職員は、多様化する行政需要に的確に対応するために、自ら、職務を遂行するため（公共の利益のための）必要な知識の修得や技能の向上に努めます。

4 執行機関の組織、執行体制

(1) 市は、次に掲げる方針に基づき、その組織を構成します。

ア 効率的かつ合理的に執行体制を整備すること。

イ 社会情勢の変化などに対応した簡素で市民に分かりやすい組織編成に努めること。

ウ 身近な地域住民の利便に配慮すること。

5 附属機関等

(4) 市長は、職員の育成を図り、その能力と適性に応じた配置によって、効率的かつ効果的な市の組織運営に努めます。

3 職員の責務

~~《 職員の心構え 》~~

(1) 職員は、市民の一員であることを自覚するとともに、市民が主権者であることの認識をもって行動するよう努めます。

(2) 職員は、地域を愛する気持ちとまちづくりを積極的に推進する気構えを持って、公務を遂行します。

~~《 職員の責務 》~~

(3) 職員は、上田市の全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守します。

(4) 職員は、誠実な態度と公正な判断を保持し、市民の視点に立って職務を遂行することによって、市民との信頼関係を構築します。

(5) 職員は、多様化する行政需要に的確に対応するために、自ら、職務を遂行するため（公共の利益のための）必要な知識の修得や技能の向上に努めます。

4 執行機関の組織、執行体制

~~《 市の組織、執行体制 》~~

(1) 市は、次に掲げる方針に基づき、その組織を構成します。

― 効率的かつ合理的に執行体制を整備すること。

― 社会情勢の変化などに対応した簡素で市民に分かりやすい組織編成に努めること。

― 身近な地域住民の利便に配慮すること。

(1) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、設置の目的にあった中立性、公平性及び専門性に配慮し、選任の手続きにおいては、透明性の確保に努めます。

(2) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、以下の点に配慮するように努めます。

ア 公募による者を積極的に加える。

イ 団体代表の役割を尊重した構成とする。

ウ 男女の均衡に配慮する。

6 総合計画に基づく市政運営

(1) 市は、政策の全般にわたって計画的に市政を運営し、まちづくりを推進していくことを基本として、基本構想及び基本計画を内容とする上田市の最上位計画としての「総合計画」を策定するとともに、市民と市が連携、協働して地域づくりを進めるための指針となる「地域に関するまちづくり方針」を示し、地域内分権の推進に配慮するものとします。

(2) 市は、総合計画をはじめとする重要な基本となる計画の策定及び見直しの初期段階から、市民が参画する機会と意見提出などの参加を保障するための必要な措置を講じます。また、時代のニーズに合わせて計画を検証・見直しをして、柔軟かつ迅速に対応します。計画の見直しに当たっては、現状における財政状況などを市民に公表し、健全な財政運営とのバランスを見極めながら行います。

5 総合計画に基づく行政運営

~~《 総合計画に基づく行政運営 》~~

(1) 市は、政策の全般にわたって計画的に行政を運営し、まちづくりを推進していくことを基本として、基本構想及び基本計画を内容とする上田市の最上位計画としての「総合計画」を策定するとともに、市民と市が連携、協働して地域づくりを進めるための指針となる「地域まちづくり方針」を示します。

~~《 計画策定等への参画・参加 》~~

(2) 市は、総合計画をはじめとする重要な基本となる計画の策定及び見直しの初期段階から、市民が参画する機会と意見提出などの参加を保障するための必要な措置を講じます。また、時代のニーズに合わせて計画を検証・見直しをして、柔軟かつ迅速に対応します。計画の見直しに当たっては、現状における財政状況などを市民に公表し、健全な財政運営とのバランスを見極めながら行います。

6 附属機関等

~~《 委員選任における透明性の確保 》~~

7 財政運営の基本

(1) 市は、中長期的な視点に立ち、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うことによって、財政の健全性を確保します。

(2) 市長は、財政状況を総合的に把握し、地域内分権によるまちづくりを推進するため、地域への配慮に努め、市民の意見を反映するとともに、総合計画に則した予算の編成及び予算の執行を行います。

(1) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、設置の目的にあった中立性、公平性及び専門性に配慮し、選任の手続きにおいては、透明性の確保に努めます。

~~《 公募の原則 》~~

(2) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、以下の点に配慮するように努めます。

- 公募による者を積極的に加える。
- 団体代表の役割を尊重した構成とする。
- 男女の均衡に配慮する。

7 適正な行政運営と公益通報

~~《 適正な行政運営と公益通報 》~~

(1) 行政運営に携わるものは、市民からの信任を受けて事務を執行していることを自覚し、自らを律するとともに、市の組織内部の自浄作用を高め、公益通報等の制度を適切に運用することにより、適正に市政運営を行います。

8 財政運営の基本

~~《 財政の基本と健全性の確保 》~~

(1) 市は、中長期的な視点に立ち、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うことによって、財政の健全性を確保します。

~~《 予算の編成及び執行 》~~

(2) 市長は、財政状況を総合的に把握し、地域への配慮に努め、市民の意見を反映するとともに、総合計画に則した予算の編成及び予算の執行を行います。

(3) 市長は、上田市の財政状況を分かりやすく市民に公表することによって、財政運営の透明性の向上を図ります。

8 適正な市政運営と公益通報

(1) 市政運営に携わるものは、市民からの信任を受けて事務を執行していることを自覚し、自らを律するとともに、市の組織内部の自浄作用を高め、公益通報等の制度を適切に運用することにより、適正に市政を運営します。

9 行政評価

(1) 市は、自ら総合計画に基づく各種施策などの行政活動について、評価を行い、改善していくことによって、まちづくりを効果的、効率的に行います。
(2) 市は、評価の結果を市民に公表し、市民の意見を聴取して行政活動に反映するよう努めます。

1.0 監査

(1) 市は、市民の信託に応え、適正かつ効率的な市政運営を行うため、誠実に監査を行います。

1.1 行政手続

(1) 市は、市民の権利、利益の保護に資するため、市長等の公権力の行使にあたる行為としての処分、行政指導及び届出等に関する手続について、その共通する

~~《 財政状況等の公表と透明性の向上 》~~

(3) 市長は、上田市の財政状況を分かりやすく市民に公表することによって、財政運営の透明性の向上を図ります。

9 監査

(1) 市は、市民の信託に応え、適正かつ効率的な行政運営を行うため、誠実に監査を行います。

1.0 行政評価

(1) 市は、自ら総合計画に基づく各種施策などの行政活動について、評価を行い、改善していくことによって、まちづくりを効果的、効率的に行います。
(2) 市は、評価の結果を市民に公表し、市民の意見を聴取して行政活動に反映するよう努めます。

1.1 行政手続

(1) 市は、市民の権利、利益の保護に資するため、市長等の公権力の行使にあたる行為としての処分、行政指導及び届出等に関する手続について、その共通する

<p>基本的な事項を別に条例で定め、<u>市政運営</u>における公正の確保と透明性の向上を図ります。</p> <p><u>1.2 説明責任</u></p> <p>(1) 市は、計画の策定や事業の実施、事業の評価のそれぞれの過程において、自ら積極的に分かりやすく説明する責務があります。</p> <p><u>1.3 応答責任</u></p> <p>(1) 市は、提出された市民意見、提案、要望、苦情等について、適切に応答し、市政に反映するよう努めます。</p> <p><u>1.4 法令遵守</u></p> <p>(1) 市は、市民に信頼されるよう市政運営を行うため、法令等の遵守及び倫理を保持し、適法かつ公平・公正な市政運営に努めます。</p>	<p>基本的な事項を別に条例で定め、<u>行政運営</u>における公正の確保と透明性の向上を図ります。</p> <p><u>1.2 法令遵守</u></p> <p>(1) 市議会及び市は、市民に信頼されるよう市政運営を行うため、法令等の遵守及び倫理を保持し、適法かつ公平・公正な市政運営に努めます。</p>
<p><u>第9章 地域内分権の推進</u></p> <p><u>(1) 市は、地域の個性と特性が生かされ、地域力が発揮されるまちづくりを行うため、地域の要望に的確に応えるための組織体制を整備し、市全体の発展を目指す地域内分権の推進を図ります。</u></p> <p><u>(2) 市は、地域の重要事項の決定に市民の意思を反映させるための附属機関を設置するほか、市民のまちづくり活動の拠点となる施設を整備します。</u></p> <p><u>(3) 市民及び地域コミュニティは、地域内分権を推進するための市の体制等役割を理解するとともに、積極的に参画するよう努めます。</u></p>	

第10章 連携、協力等

1 国・県等との連携、協力

- (1) 市議会及び市は、国、長野県と対等な立場であることを踏まえ、適切な役割分担のもとで相互協力するとともに、自立した地方自治を確立するよう努めます。
- (2) 市議会及び市は、他の地方公共団体や関係機関との共通する課題や広域的課題を解決するため、連携、協力します。

2 市外の人々との交流、連携

- (1) 市民、市議会及び市は、市外の人々との情報交換を通じて交流を深め、連携することによりまちづくりに生かすよう努めていきます。

3 外国籍の人々との交流と共生

- (1) 市民、地域コミュニティ、市議会及び市は、外国籍の人々との交流を通して相互の理解を深め、文化や考え方の違いを認め合い、共に尊重し合えるよう努めます。

第8章 連携・協力

1 国・県等との連携、協力

~~《 国、県、その他の地方公共団体、関係機関との連携協力 》~~

- (1) 市議会及び市は、国、長野県と対等な立場であることを踏まえ、適切な役割分担のもとで相互協力するとともに、自立した地方自治を確立するよう努めます。
- (2) 市議会及び市は、他の地方公共団体や関係機関との共通する課題や広域的課題を解決するため、連携、協力します。

2 市外の人々との交流、連携

~~《 市外の人々との交流、連携 》~~

- (1) 市民、市議会及び市は、市外の人々との情報交換を通じて交流を深め、連携することによりまちづくりに生かすよう努めていきます。